

飼い主のいない

猫

対策



地域猫活動は野良猫（誰にも管理されていない猫）の減少を図り、街をきれいにする環境美化活動です

野良猫によるトラブルについての相談が区に多く寄せられています。

問題解決のため、区では「飼い主のいない猫対策支援事業」により、地域猫活動を支援しています。

江戸川区



はじめに



「飼い主のいない猫」とは？

「飼い主のいない猫」には、ボランティア等が一定のルールで管理する外猫（“地域猫”）と、誰にも管理されていない外猫（“野良猫”）の2種類があります。いわゆる“野良猫”は、

- ① 心ない飼い主に捨てられてしまった。
 - ② 飼い猫が迷子になってしまった。
 - ③ 不妊・去勢手術をしていない猫が、どこかで子猫を産んでしまった。
- といった猫のことです。



野良猫にエサをあげる行為そのものは、動物愛護の考えから、悪いことではありません。

しかし『**無責任なエサやり**』は**近隣への迷惑につながります**。

野良猫の苦情のほとんどは、猫のフン尿被害や子猫が増えることによるものです。

「お腹を空かせているから可哀そう」という理由でエサを与えるだけでは、フンや尿で近隣に迷惑がかかり、猫が嫌われる原因になってしまい、その猫のためになりません。

エサをあげる場合は、「地域猫の管理3原則」を守り、地域の理解を得て行いましょう。地域からの理解を得る努力を継続することが非常に大切です。



地域猫の管理 3 原則

1

エサは決まった時間に与える

エサ場は、自宅の敷地内か、土地管理者の了解を得た場所で、毎日同じ時間に30分程与え、その後は必ず容器ごと回収します（定時定点エサやり）。

猫は同じ時間にエサを与えると、その時間に来るように学習します。

エサの置きっぱなしはいけません。不衛生で、悪臭の原因となります。カラスやハクビシン、アライグマのエサ場にもなり、フンで汚されたり、猫がおそわれたりします。



2

猫用トイレ設置と排泄物の掃除をする

必ず、エサ場のそばに**猫用トイレ**を設置しましょう。

また、毎日エサ場やその周辺を巡回し、**排泄物の回収と掃除**をしましょう。



※市販の猫用トイレを用意しなくても、プランターなどの容器やプラスチック箱と砂でトイレを作ることができます。

不妊・去勢手術をする

猫は繁殖力が高く、**4～8匹**の子猫を**年に2、3回**産みます。

産まれた猫たちは、生活の場を求め、庭を荒らしたり、鳴き声やフン尿などで、近隣に迷惑をかけてしまいます。

また、外で生活する猫は、室内飼いの猫に比べてケガや病気などの危険が多く、寿命が短いと言われています。

“不幸な猫”を増やさないために、世話をする猫には**不妊・去勢手術**をしましょう。



★耳先カットは地域猫の証(あかし)

手術した猫の耳先はV字カットされ、地域で管理されている猫であることが一目で分かります。

誤って2度目の手術をされてしまうことも防げます。

手術をすると、地域環境改善につながります!

- 不幸な猫たちが産まれなくなります。
- オス猫のマーキング行為も減ります。
- さかりの鳴き声が減ります。
- メスをめぐってのケンカや放浪が減ります。
- 行動範囲(テリトリー)が狭まり、管理がしやすくなります。

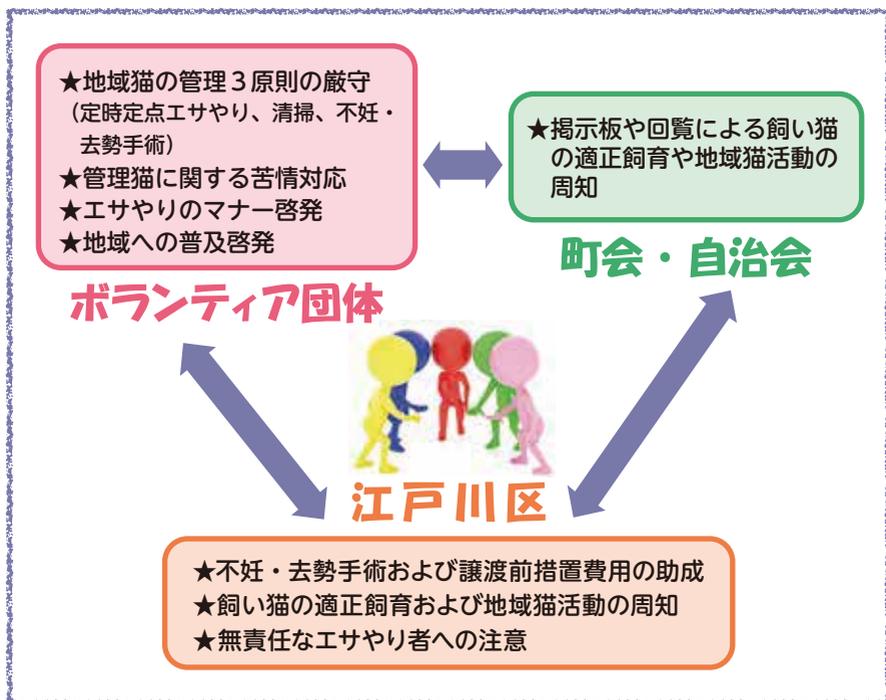


地域猫とは…

地域住民に認められ、手術をして、一代限りの寿命を生きて、地域で管理される猫のことです。

飼い主のいない猫対策支援事業

この事業は、猫を世話するボランティア団体と町会・自治会をはじめとする地域の皆様が協力し、地域猫の管理3原則のもと適正に管理することで、地域環境の改善を図り、将来的に飼い主のいない猫を減少させていきます。



本事業は、不幸な野良猫の減少と環境美化を推進しています

- 不妊・去勢手術により、飼い主のいない猫を新たに増やしません。
- エサやりのルールを守ることで、エサの散乱や無責任なエサやりにより起こる問題を防ぎます。
- 猫用トイレの設置で、フン尿の被害を減らし、環境を守ります。

ボランティア団体の要件



以下の要件を満たすと、ボランティア団体として区に登録することができます。

① 団体は、別世帯の3名以上で構成し、その地域の住民を含むこと

⇒この事業は野良猫を地域猫として継続的に管理することを目的としています。地域猫活動は個人では経済的・時間的に負担が大きく、また、その方が転居や体調不良などの理由で活動ができなくなるとすぐに元の状態に戻ってしまいます。そのため、個々の活動ではなく3名以上で構成したボランティア団体を登録の要件としています。

② 町会・自治会がボランティア団体の活動に合意していること

⇒地域猫活動を行う町会・自治会の合意が必要となります。管理場所が複数の町会・自治会にまたがる場合は、そのすべての合意が必要となります。

③ エサ場の土地管理者からエサの与え方やトイレの清掃方法などの猫の管理方法の合意を得ていること

①～③の条件が整いましたら、四者（団体、町会・自治会、土地管理者、保健所）で、活動内容について、打ち合わせをおこないます。



活動団体として登録されると、
管理場所の猫について、不妊・去勢手術および
譲渡前措置の助成金を受けることができます。

《助成金を受ける際の注意点》

- ！必ず施術前に申請が必要です。すでに手術済み、措置済みの猫の助成費用をお支払いすることはできません。
- ！助成を受ける場合は、必ず区の協力動物病院にて施術を行ってください。

※その他の条件は区にご確認ください。

不妊・去勢手術を行う場合

《手術費用の助成額（猫1頭当たりの上限）》

オス	1万5,000円
メス	2万5,000円
妊娠中のメス	3万5,000円

※本事業の予算には限りがあります。

TNRM ってなに？



TRAP

つかまえる



NEUTER

不妊・去勢手術を
して耳をカットする



RETURN

暮らしていた
場所にもどす



MANAGEMENT

給餌・トイレ設置などの
管理をする



譲渡前措置を行う場合



管理していた地域猫を譲渡する（里親を探す）場合、区では、譲渡前の健康診断などの医療費について、助成を行っています。

医療費の助成を受ける際は、マイクロチップ装着が必須となります。

ノミ・ダニ取り、血液検査、混合ワクチン接種なども譲渡前措置の助成対象となります。

《譲渡前措置費用の助成額》

（猫1頭当たりの上限）

性別や年齢関係なく
同一猫1回に限り 2万円

※本事業の予算には限りがあります。



協力動物病院など、くわしくはホームページをご覧ください

江戸川区 飼い主のいない猫対策支援事業



※本事業内容は、変更となる場合があります。

発行 令和7年3月

担当 江戸川保健所生活衛生課 動物管理係

電話 03-3658-3177

江戸川区東小岩3-23-3

小岩健康サポートセンター内2階